

答申第 195 号

平成 16 年 10 月 26 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 7 月 25 日付けで諮問された特定の農地転用違反に関する資料非公開の件（諮問第 263 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

農業振興地域内の農用地に係る特定の市の特定の地区における農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の違反に関する平成13年4月1日から本件公開請求日までの全資料のうち、特定の市及び同市農業委員会から神奈川県へ提出された資料以外のものについては、別表に掲げる部分を除いて、公開すべきである。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、農業振興地域内の農用地（以下「農振農用地」という。）に係る特定の市の特定の地区における農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）の違反（以下「本件違反」という。）に関する平成13年4月1日から本件公開請求日までの全資料のうち、特定の市及び同市農業委員会から神奈川県（以下「県」という。）へ提出された資料以外のもの（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成15年6月2日付けで非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、知事が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの及び県が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、取締り、指導等に係る事務に関し、支障を及ぼすおそれがあるものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号、第2号及び第4号に該当するとして非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 本件行政文書には、不服申立人に関する情報が記載されているはずであるため、不服申立人に関する情報は条例第5条第1号に該当しない。

イ 本件違反は、平成 14 年 9 月の神奈川県議会（以下「県議会」という。）において質疑がされている。

ウ 本件行政文書は、県が所管する農地問題に関する文書であり、これは県全体の問題であること、本件違反の現場は白日のもとにさらされている場所であること及び本件違反に係る処分の過程が不明瞭であるため、公開すべきである。

エ 実施機関は、本件行政文書には県の是正指導の内容、指導方針等に関する情報が記載されており、これらの情報を公開することは、今後反復継続される同種の違反是正指導に重大な支障を及ぼす旨説明しているが、違法か合法かの判断基準を明確にすれば支障は生じない。

また、実施機関は説明責任を果たしていない。

### 3 実施機関（環境農政部農地課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### （1）本件行政文書について

本件行政文書は、特定の市の特定の地区における農振農用地の除外に関する地権者及び関係者からの相談等に関して作成した文書並びに当該農振農用地において発生した無許可開発に対して、農地法及び農振法違反事案として県が違反の把握及び是正指導を行う経過の中で作成した一連の文書であり、次の文書により構成される。

ア 復命書 15 件

イ 回覧文書 9 件

ウ 伺い文書 8 件

#### （2）条例第 5 条第 1 号該当性について

本件行政文書のうち、次に掲げる情報は個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

ア 本件違反に係る農振農用地（以下「本件違反農振農用地」という。）の地権者（以下「本件地権者」という。）及びその家族（以下「本件地権者等」と総称する。）の氏名、印影、続柄、住所及び電話番号（以下「本件

地権者等の氏名等」という。)

イ 本件地権者等の年齢、職業、勤務先、受賞歴、死亡年月日及び死亡年月日が推測され得る情報(以下「本件地権者等の年齢等」という。)

ウ 本件地権者等の預金口座、所得及び課税に関する情報(以下「本件地権者等の預金口座情報等」という。)

エ 本件地権者等の状況等に関する情報(以下「本件地権者等の状況等」という。)

オ 本件地権者に係る関係者(以下「本件関係者」という。)の氏名、印影、年齢、住所、名刺、勤務先等の所在地及び電話番号(以下「本件関係者の氏名等」という。)

カ 本件関係者の職業、尊称及び専門分野(以下「本件関係者の職業等」という。)

キ 本件地権者の所有する農振農用地(以下「本件農振農用地」という。)の地番及び当該情報が推測され得る情報が記載された周辺地図、現場写真、農業振興地域整備計画図、公図の写し及び広告(以下「本件農振農用地の地番等」という。)

ク 本件農振農用地の概況に関する情報(以下「本件農振農用地の概況」という。)

また、実施機関では、農地法や農振法の違反に関して、違反者等の氏名や違反に係る農振農用地を公表していないため、これらの情報は条例第5条第1号のただし書のいずれにも該当しない。

### (3) 条例第5条第2号該当性について

本件行政文書のうち、次に掲げる情報は法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号本文に該当する。また、同号ただし書には該当しない。

ア 本件違反農振農用地を駐車場(以下「本件駐車場」という。)として賃借していた特定の株式会社(以下「本件株式会社」という。)及びその関連会社(以下「本件関連会社」という。)の名称、印影、所在地、役員等

の氏名、業種、広告及び営業規模に関する情報

イ 本件株式会社が本件地権者と交わした本件駐車場に係る賃貸借契約の契約期間、契約金額及び保証金額

ウ 本件駐車場の施工等に関係した施工業者等の名称、所在地及び電話番号

エ 本件違反に対して実施機関に是正指導を求めた特定の団体（以下「本件団体」という。）の名称、所在地、電話番号、ファックス番号並びに職員の氏名、職名及び所属名

オ 本件農振農用地に隣接する特定の株式会社の名称及び業種に関する情報

カ 本件農振農用地の地積測量図を作成した土地家屋調査士の氏名、印影及び勤務先の所在地

キ 本件地権者から依頼を受けた行政書士の氏名、印影、事務所の所在地、電話番号、ファックス番号、行政書士登録番号、行政書士会会員番号及び経歴等が記載された文書

（４）条例第５条第４号該当性について

ア 本件行政文書は、法令違反に対する県の是正指導の内容、指導方針等に関する文書であり、県の機関等が行う取締り、指導等に関する情報であって、これらの情報を公開することにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ また、現時点で当該違反が是正完了しているとしても、本件行政文書を公開することは、今後反復継続される同種の違反是正指導に重大な支障を及ぼすことは明白であるため、本件行政文書全体の性質として公開できないものである。

ウ 農地法及び農振法違反に対する行政手続法上の不利益処分の処分基準は、これらの違反の状況や社会的な影響が様々であり、それぞれの事案について個別に検討する必要があることから、是正指導、取締りの事務の性質上あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが困難であるため、定めていない。

エ 本件違反は、発生直後から農地に復元するよう厳正に是正指導を行った結果、知事の原状回復命令を発する前に違反者は指導に応じて農地の

復元工事を実施し、既に是正工事完了報告書が提出されている。

(5) 条例第6条第1項該当性について

前記(4)イで説明したとおり、本件行政文書全体の性質として条例第5条第4号に該当し、仮に部分公開したとしても条例第6条第1項に規定されている「公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」には当たらず、また、本件公開請求の趣旨を満たすことにはならないと判断したため、非公開としたものである。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、本件公開請求の対象となる行政文書が相当な量となるため、争点を明確にし、本件処分の適否を迅速かつ適正に判断する上で、本件行政文書に記録されている情報の内容を「分類又は整理した資料」(いわゆるヴォン・インデックス)を利用することが有効であると考え、神奈川県情報公開審査会規則第8条に基づき、実施機関から当該資料の提出を受けて、これに基づき審査を行った。また、対象行政文書のうち、当審査会が必要であると判断した箇所について、当該部分の提出を受けて審査を行った。

また、当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別する

ことはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報は明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

したがって、当審査会は、以下のことを判断するに当たって、特に必要と認める場合に限って、この点について触れることとする。

(ウ) 本件地権者等の年齢等及び本件関係者の職業等のうちの職業、本件地権者等の状況等並びに本件農振農用地の概況は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報とは認められないため、同号本文に該当しないと判断する。

(エ) 本件地権者等の氏名等、本件地権者等の年齢等のうち前記(ウ)に掲げた以外の情報、本件地権者等の預金口座情報等及び本件関係者の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

(オ) なお、実施機関は、本件行政文書のうち、本件関連会社の役員及び相談役の氏名並びに本件団体の職員の氏名、職名及び所属名は条例第5条第2号に該当する旨説明しているが、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報で

あることから、同号本文に該当すると判断する。

(カ) 本件農振農用地の地番等は、他の容易に取得し得る情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

(キ) なお、実施機関は、本件行政文書に記載されている情報について、条例第5条第1号本文後段に規定される「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の該当性について触れていないが、当審査会で本件行政文書を見分したところ、次に掲げる情報は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であり、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、同号本文に該当すると判断する。

a 本件地権者等の思想・信条及び心情を吐露する部分

b 本件関係者の思想・信条及び心情を吐露する部分

c 本件地権者等の心情に関する本件関係者の具体的言動

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 前記ア(エ)(オ)(カ)及び(キ)に掲げた情報は、条例第5条第1号ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書ウ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

a 条例第5条第1号ただし書アは、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」については公開することを規定している。

b 前記ア(オ)に掲げた情報のうち、本件関連会社の役員の氏名は、法人登記簿に記録されている情報であり、商業登記法第10条第1項及び第11条の規定により何人にも閲覧並びに謄本及び抄本の交



付が認められている情報であるため、同号ただし書アに該当すると判断する。

- c 前記ア（エ）（カ）及び（キ）に掲げた情報並びに（オ）のうち前記 b に掲げた以外の情報は、同号ただし書アに該当しないと判断する。

（エ） 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について

- a 条例第 5 条第 1 号ただし書イは、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については公開することを規定している。

- b 前記ア（エ）（オ）及び（カ）に掲げた情報のうち、次に掲げる情報については、実施機関が農地法や農振法の違反に関して、違反者等の氏名や違反に係る農振農用地を公表していない旨説明しており、また、当審査会において不服申立人が主張する平成 14 年 9 月の県議会の本件違反に関する質疑の内容が記載された会議録を見分したところ、本件地権者等の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報は記載されていないことが認められる。

（a） 本件地権者等の氏名等

（b） 本件地権者等の年齢等のうち年齢、勤務先、受賞歴、死亡年月日及び死亡年月日が推測され得る情報

（c） 本件地権者等の預金口座情報等

（d） 本件関係者の氏名等のうち氏名、年齢、住所及び名刺

（e） 本件関連会社の相談役の氏名

（f） 本件団体の職員の氏名、職名及び所属名

（g） 本件農振農用地の地番等

したがって、これらの情報は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しないと判断する。

なお、本件地権者等の年齢等のうち受賞歴は、従来、受彰者名簿等の公開請求があった場合には、これらの情報は県の広報紙等に掲載されていることから、慣行として公にされ、又は公にすることが

予定されている情報と認められ、同号ただし書イに該当するが、当該情報は、他の容易に取得し得る情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれがあると認められるため、当該情報は同号ただし書イに該当しないと判断する。

c 前記(キ)に掲げた情報は、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であるため、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

### (3) 条例第5条第2号該当性について

#### ア 条例第5条第2号本文該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(イ) 実施機関は、前記3(2)オ及びカにおいて、次に掲げる情報については、条例第5条第1号本文に該当する旨説明しているが、次のa及びbについては、本件地権者から依頼を受けた税理士(以下「本件税理士」という。)に関する情報であり、また、c及びdについては、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であると認められるため、前記3(3)で実施機関が条例第5条第2号に該当すると説明した情報とともに、これらの情報についても同号該当性について以下検討する。

a 本件関係者の氏名等のうち印影及び勤務先等の所在地

b 本件関係者の職業等のうち尊称及び専門分野

c 本件関係者の氏名等及び本件関係者の職業等のうち本件税理士の氏名、事務所の電話番号及び他の職業

d 本件関係者の氏名等のうち本件駐車場の施工に関係した施工業者の現場監督者の勤務先の電話番号

(ウ) 本件税理士の他の職業、尊称及び専門分野は、これらの情報が公開

されたとしても本件税理士が識別されるとまでは認められないため、本件税理士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

(エ) 当審査会において本件行政文書を見分したところ、前記3(3)及び4(3)ア(イ)に記載された法人等又は事業を営む個人には、本件違反に意図的に関与していたと考えられるものと意図的には関与していなかったと考えられるものの情報が記載されていることが認められる。

このうち、本件違反に意図的に関与していたと考えられる本件税理士は、法令違反を承知の上で、かつ、主導的立場で本件違反に関与していたことが認められる。こうした状況からすると、本件税理士が本件違反に関与していたことが分かる情報は公開されたことにより、仮に不利益を被ったとしても、本件税理士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

したがって、本件税理士の氏名、印影、事務所の所在地及び電話番号は、同号本文に該当しないと判断する。

本件違反に意図的に関与していなかったと考えられる法人等又は事業を営む個人については、本件行政文書に記載されている情報が公開されたとしても、これらの法人等又は事業を営む個人が本件違反に意図的に関与していたものと判断され、顧客や取引先との信頼関係や信用が損なわれるおそれがあると認めることは困難である。そのため、当該法人等又は当該事業を営む個人が識別され、又は識別され得る次に掲げる情報については、同号本文に該当しないと判断する。

- a 当該法人等の名称、印影、所在地、電話番号、ファックス番号、広告及び本件関連会社の役員の氏名
  - b 本件税理士以外の当該事業を営む個人の氏名、印影、勤務先等の所在地、電話番号、ファックス番号、行政書士登録番号、行政書士会会員番号及び経歴等が記載された文書
- また、法人等に関する情報のうち、営業規模に関する情報、本件駐

車場の賃貸借契約の契約期間、契約金額及び保証金額は、法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に属する情報であり、公開されることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、同号本文に該当すると判断する。

(オ) 法人等の業種に関する情報は、公開されたとしても当該法人が識別されるとまでは認められないため、同号本文に該当しないと判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

しかし、本件行政文書は、農振農用地の除外に関する地権者及び関係者からの相談等に関して作成した文書並びに当該農振農用地における農地法及び農振法違反に関して県が作成した一連の文書であり、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書には該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関又は独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 本件行政文書は、実施機関が本件違反農振農用地における農地法及び農振法違反に関して、違反の把握及び是正指導のために行った関係機関との協議・打ち合わせや本件地権者等に対する事情聴取・是正指導の経過及び内容、本件地権者や本件関係者からの照会・申立てに関する内容、

本件違反に対する県の是正指導方針の決定に係る文書である。

実施機関は、本件行政文書が公開されると今後反復継続される同種の違反是正指導に重大な支障を及ぼす旨説明しているが、本件違反に関しては、実施機関が説明するとおり既に是正工事完了報告書が提出されていることから、本件違反についての違反是正指導に重大な支障を及ぼすものとは認められない。

また、実施機関は、農地法及び農振法違反に対する行政手続法上の不利益処分の処分基準については、これらの違反の状況や社会的な影響が様々であり、それぞれの事案について個別に検討する必要があることから是正指導、取締りの事務の性質上あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが困難であるため、定めていない旨説明している。しかし、当審査会で調査したところ、他県のホームページで農振農用地に関する農地法及び農振法違反転用（以下「違反転用」という。）処理フロー図（以下「フロー図」という。）は既に公表され、このフロー図には違反転用の事案が発見された場合に行政機関が行う現地調査・事情聴取、工事中止・原状回復の勧告、工事中止・原状回復の勧告及び弁明書の提出、農地復元の原状回復命令、代執行、告発等の処理の流れが記載されており、本件違反のような違反転用に対する行政機関の是正指導の流れが記載されている文書であることが認められる。本件行政文書にも同様にフロー図（以下「本県フロー図」という。）が添付されており、既に他県のホームページでフロー図が公開されていることからすると本県フロー図に記載のある違反転用に対する処理方法（以下「本県フロー図の情報」という。）は、公開されることにより、県の是正指導の対象とならない法令違反が増加するなど、農地法及び農振法の適正な遂行に支障が生じるとまでは認められないため、本県フロー図の情報は条例第5条第4号には該当しないと判断する。

なお、本件行政文書には本県フロー図には記載されていない違反転用に対する行政機関の違反の把握及び是正指導の方針決定に係る情報（以下「本県フロー図外の情報」という。）が記載されており、本県フロー図外の情報が公開されると、県の是正指導の対象とならない違反転用の増加、

違反転用の内容の悪質化及び違反転用の巧妙化による違反状況の把握困難度の高まりなどにより、是正指導の方針決定等の農地行政事務の推進に多大な支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

したがって、本県フロー図外の情報が公開されると今後反復継続される同種の違反是正指導に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、これらの情報は、条例第5条第4号に該当すると判断する。

(5) 条例第6条第1項該当性について

ア 条例第6条第1項は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、それらを「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」は、非公開情報に係る部分を除いて、公開しなければならないと規定している。

イ 本件行政文書については、当審査会が前記(2)から(4)までにおいて非公開とすることが妥当であると認められた部分の範囲及び内容にかんがみると、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると判断する。

(6) その他

不服申立人は、本件行政文書には不服申立人に関する情報が記載されているはずであり、不服申立人に関する情報については条例第5条第1号に該当しない旨主張しているが、条例の定める情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であるから、公開、非公開の判断に当たっては、本人からの自己に関する情報についての公開請求である場合も含め、公開請求者が誰であるかは、考慮されないものであるため、不服申立人の主張は認められない。

なお、自己を本人とする自己情報については、神奈川県個人情報保護条例第15条に基づき開示請求をすることが可能である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別表

NO	非公開部分
1	・ 本件地権者等の氏名等 ・ 本件地権者等の年齢等のうち年齢、勤務先、受賞歴、死亡年月日、死亡年月日が推測され得る情報 ・ 本件地権者等の預金口座情報等
2	本件地権者等の思想・信条及び心情を吐露する部分
3	本件関係者の氏名（本件税理士を除く）、年齢、住所及び名刺
4	本件関係者の思想・信条及び心情を吐露する部分
5	本件地権者等の心情に関する本件関係者の具体的言動
6	本件農振農用地の地番等
7	本件関連会社の相談役の氏名
8	本件団体の職員の氏名、職名及び所属名
9	本件株式会社及び本件関連会社の営業規模に関する情報
10	本件株式会社が本件地権者と交わした本件駐車場に係る賃貸借契約の契約期間、契約金額及び保証金額
11	本県フロー図外の情報

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 15 年 7 月 25 日	諮問
7 月 30 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成 16 年 3 月 1 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
3 月 4 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
3 月 16 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
3 月 22 日 (第 32 回部会)	審議
4 月 8 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
4 月 14 日 (第 33 回部会)	審議
6 月 14 日 (第 34 回部会)	審議
7 月 21 日 (第 35 回部会)	審議
7 月 26 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する追加意見書を受理
9 月 3 日 (第 36 回部会)	審議



神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
田中 隆三	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	東京都立大学教授	会長職務代理者 部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成16年10月26日現在)(五十音順)